

第10期介護保険事業計画について

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、保険者である市町村が策定する計画で、介護や支援が必要な高齢者へ総合的なサービスを提供するための計画であり、要介護者の人数や利用意向などを勘案し、介護給付等サービスや地域支援事業の見込量と事業費を示すとともに、その確保策などサービス等の円滑な提供を図るための事業や介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための施策を体系的に示すものです。この計画によって介護保険事業の財政規模が決定され、その給付を支えるために必要となる介護保険料の基準額が、この計画を元に算出されています。

計画は、3年間で1期として定められており、現行の計画は第9期で令和6年度から8年度を計画期間としています。次期第10期の計画は令和9年度から11年度となり、令和8年度末に策定いたします。

計画策定は、策定のガイドラインとして位置付ける国の基本指針を踏まえて行います。

○想定される基本方針（ガイドライン）策定スケジュール

スケジュール	概 要
令和7年12月	・社会保障審議会介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」が示されます。
令和8年2月	・介護保険部会において第10期の基本指針について記載を充実する事項（案）など、基本指針の見直しに向けた考え方が示されます。 ・また、「基本指針の構成」等についての見直し案が示されます。
令和8年3月	・医療介護総合確保促進会議において「総合確保方針」（6年毎に改定）が示されます。
令和8年3月	・全国介護保険・高齢者担当者福祉担当課長会議において、介護保険部会で示された方向性等に基づいた、「第10期計画に関する基本的な考え方」が示されます。→R8.4県主催で計画策定に向けた市町村会議が実施されます。
令和8年7月	・介護保険部会において「基本指針（案）」が示されます。
令和8年7月	・「全国介護保険担当課長会議」において、「基本指針（案）」が示されます。→「基本指針（案）」を参考に事業計画の策定を開始します。
令和9年1月	・改正「基本指針」の公表
令和9年4月	・改正基本指針の施行（第10期介護保険事業計画がスタート）

※令和8年度は、加茂市介護保険運営協議会の開催を8月、12月、2月（3回）を予定しています。

○令和7年度中の対応

計画策定に向けた、地域のデータ収集と分析のため、推奨される調査を実施します。

【実施予定の調査】

調査名	目的	対象者	実施時期
介護予防・日常生活圏 域ニーズ調査	一般高齢者、要支援者 等を対象に要介護状 態になる前の高齢者 のリスクや社会参加 状況を把握し、地域の 抱える課題を特定す るための基礎資料作 成。	市内居住の 65 歳以 上の要支援認定者及 び非認定者 1,800 名	6 月
在宅介護実態調査	「高齢者等の適切な 在宅生活の継続」と 「家族等介護者の就 労継続」の実現に向け た介護サービスの在 り方を検討するため の基礎資料作成。	市内居住の在宅の要 介護・要支援認定者 800 名	9 月
事業所調査	サービス事業所にお ける介護人材及びサ ービス提供等の現状 を把握するための基 礎資料の作成。	市内外で利用されて いるサービス事業所 (施設・居住系サー ビス、通所系サービ ス、訪問系サービス 等)	9 月